



税理士 山本 善通 氏

## Question

### インボイス(少額特例)

当組合は、共同購入事業を行っておりますが、年間の課税売上高は1億円未満であります。

この10月1日より開始されるインボイス制度において、少額取引について制度の見直しが行われたと聞きましたが、概要を教えてください。

## Answer

### 【概要】

#### 〈経緯について〉

軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となっております。

この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、中小企業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応できるよう事務負担の軽減措置が講ぜられることとなりました。

#### 〈この見直し案の具体的な内容について〉

基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除が可能となります。これは取引先がインボイス発行事業者であるかどうかは関係なく、免税事業者であっても同様です。

#### 〈適用対象者について〉

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者が、適用対象者となります。

なお、特定期間における課税売上高については、納税義務の判定における場合と異なり、課税売上高に代えて給与支払額の合計額による判定はできませんので留意して下さい。

#### 〈適用期間について〉

少額特例は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間が適用対象期間となります。

（注）令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れが適用対象となりますので、たとえ課税期間の途中でであっても令和11年10月1日以後に行う課税仕入れについては、少額特例の対象とはなりませんので、仕入税額控除を受けるためには、原則として、インボイスと一定の事項を記載した帳簿の保存が必要となります。

### 【留意点】

(1) 少額特例は税込1万円未満の課税仕入れが適用対象となります。

「税込1万円未満の課税仕入れ」に該当するか否かについては、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込み）が1万円未満かどうかで判定するため、課税仕入れに係る一商品ごとの金額により判定するものではありません。

したがって、5,000円の商品と7,000円の商品を同時に購入した場合（合計12,000円）には、少額特例の対象とはなりませんので留意して下さい。

(2) 少額特例は、少額（税込1万円未満）の課税仕入れについて、インボイスの保存を不要とするものであり、インボイス発行事業者の交付義務が免除されているわけではありませんので、インボイス発行事業者は課税事業者からインボイスを求められた場合には交付する必要がありますので、留意して下さい。